



海渡 雄一
 (弁護士 秘密保護法対策
 弁護団共同代表・脱原発弁
 護団全国連絡会共同代表)

2026/3/7 茨城県弁護士会 報告
「戦争キャンペーンのスパイ防止法」
スパイ防止は戦争準備の合言葉

20XX/9/3

1

今日のお話

- 1 はじめに
- 2 戦争は政府のウソから始まる
- 3 スパイ防止法は現代の治安維持法となるか?
- 4 濫用しないと約束されていた軍機保護法は成立した途端に濫用されていく。
- 5 高市自民党・維新の会連立政権の政権合意にはスパイ防止法の制定が盛り込まれている
- 6 国民民主党と参政党はどのようなスパイ防止法案を提案したか?
- 7 参政党のスパイ防止関連二法案の内容
- 8 外国勢力活動透明化法案とは?
- 9 戦後の軍事紛争の多くがCIAの謀略に起因している
- 10 戦争体制づくりに地域から抗していくために、公安警察による市民運動に対する情報収集活動そのものが違法であると判示した名古屋高裁2024年9月13日大垣署事件判決を学ぼう
- 11 スパイ防止法反対は戦争をしない・させない闘いの最前線だ!

20XX/9/3 プレゼンテーションのタイトル

2

1 はじめに
軍拡の現段階と
スパイ防止法の本質



戦争が廊下の奥に立つてゐた
渡辺白泉 (1939)

20XX/9/3 プレゼンテーションのタイトル

3

自民党圧倒優位の新しい国会構成

衆院選2026 速報 候補・結果 ポートマッチ 衆院選を知る ファクトチェック

衆院選 2026(1月27日公示、2月8日投票開票)の開票結果をお伝えします。候補者一覧とプロフィールも掲載中です。

最新ニュース
 開票タイムライン
 2026/02/10 12:10 衆院選で女性の当選者数・割合は過去2番目の高水準...
 2026/02/10 11:50 「毎日自にして観近感」SNSの高市首相人気、自民...

衆院の新勢力

与党	野党	その他
352 +120	109 -109	4 -11
過半数 233		

選挙確定

	自民	維新	中道	国民	共産	れいわ	減勢ウ	参政	保守	社民	みらい	進歩	無所属	合計	定数
当選 (増減)	316 (+118)	36 (+2)	49 (+118)	28 (+1)	28 (+4)	4 (-7)	1 (-4)	1 (-4)	15 (+13)	0 (-1)	0 (0)	11 (+11)	0 (11)	4 (11)	465
小選挙区	249	20	7	8	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	289
比例	67	16	42	20	4	1	0	15	0	0	11	0	-	176	176
公示前	198	34	167	27	8	8	5	2	1	0	0	0	0	15	465

20XX/9/3 プレゼンテーションのタイトル

4

治安維持法100年 戦争体制の国づくりの中で、私 たちはどのように抵抗できるか？

- ことし2025年は1945年敗戦後80年、1925年治安維持法制定後100年にあたる。
- この80年、日本は戦争をしなかった。
- しかし、2013年の特定秘密保護法の制定以来、市民の情報を国家が収集管理する、国家の秘密を拡大し、その漏洩に厳罰を科す仕組みの整備が進んでいる。
- この戦争体制のための国づくりの総仕上げがスパイ防止法である。



20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

5

2012年末の第2次安倍政権成立後 戦争体制準備の法案が次々につくられ、 防衛予算は四兆円を突破した。

- 13年には特定秘密保護法
- 14年に閣議決定で、集団的自衛権を容認
- 15年には集団的自衛権を認める平和安全保障法制
- 17年には共謀罪法
- 20年には学術会議6人の委員の任命拒否
- 21年にはデジタル監視法と重要土地規制法
- 22年には警察庁にサイバー一局が設置され、経済安保法が成立
- 23年には軍拡予算確保法と軍需産業強化法が成立
- 24年重要経済安保情報の規制と活用に関する法律(経済秘密保護法)が成立
- 25年能動的サイバー防御法が成立
- このような監視社会化を進める一連の法制度は、プライバシーの危機であり、表現の自由を萎縮させ、民主主義の危機をもたらす。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

6

6

スパイ防止法の本質

- 武器輸出禁止の国是が撤廃され、日本の経済そのものが軍事化していく過程が始まっている。
- スパイ防止法によって、政府批判や戦争に反対する活動そのものが犯罪として取り締まられる可能性がある。
- 外国勢力の活動登録法、外国代理人規制法などの名目によって、日本国民が外国人と交流することを義務付け、国に登録しないで交流することが犯罪として位置づけられる可能性がある。
- スパイ防止法は戦争キャンペーンによって、戦争反対の声を押さえつけるための法律です。
- スパイ防止法は、日本国民が世界の国々の国民と絆を結び、平和をつくっていくことに対する攻撃なのです。
- 「戦争をしないで」という声をあげられる社会を守るために、スパイ防止法に反対しましょう。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

7

7

スパイ防止法案反対

全国防諜週間<週間話題> | 時代 | NHKアーカイブス



1941年5月の東京銀座通り



宮澤レーン事件の摘発の舞台となった北大生と外国語教師の「心の会」

8

スパイ防止法の危険性を効果的に訴える ネーミングとキャッチコピー(案)

- 推し活規制法 (韓国・中国のタレントなど、外国人との交流を規制するので) / 推し活できないスパイ防止法 (警職法改正を廃案に追い込んだ「デートもできない警職法」にならって)
- 戦争準備法 / スパイ防止法は戦争準備の合言葉 / スパイ防止法は戦争への道
- 戦争キャンペーン法 / スパイ防止法は戦争キャンペーン法
- 統一教会イチ押し法



2/24 スパイ防止法に反対する
議員会館前行動にて

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

9

9

2026/2/24 スパイ防止法・内閣情報局法案反対 国会議員会館前行動が900人の参加で大成功



20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

10

10

平和憲法を守る0227行動には3600人が結集 若い世代が中心の行動が空前の盛り上がりを示している



20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

11

11

2026/2/20 日弁連意見書公表 「スパイ防止法」として制定に向けた動きのあるインテリジェンス 機関強化法制及び外国代理人登録制度についての意見書」

- 1 インテリジェンス機関の監視権限とその行使について、厳格な制限を定め、独立した第三者機関による監督を制度化すべきである。
- 2 インテリジェンス機関の増強（統合機能強化、機関の格上げ等）につながる立法については、重要な憲法上の人権侵害につながる可能性があることから、人権侵害の可能性や制度の必要性等についての検討も含め慎重な審議を行うべきである。
- 3 外国代理人登録制度については、自衛隊法等の既存法制により一定程度対応がなされ得ること、重要な憲法上の人権の侵害につながる可能性があることから、人権侵害の可能性や制度の必要性等についての検討も含め慎重な審議を行うべきである。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

12

12

中国を仮想敵としている2022安保三文書はスパイ防止法の前提である

安全保障関連三文書のポイント

- 中国は「これまでにない最大の戦略的な挑戦」、北朝鮮は「従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威」、ロシアは「安全保障上の強い懸念」と位置づけ
- 相手の領域内を直接攻撃する「敵基地攻撃能力(反撃能力)」を保有
- 国産ミサイルの能力を向上させ、米国製巡航ミサイル「トマホーク」など導入
- 攻撃用無人機などを活用した「無人アセット防衛能力」の構築
- サイバー攻撃を未然に防ぎ、被害拡大を防止するため、「能動的サイバー防衛」を導入
- 条件付きで武器輸出を認める「防衛装備移転三原則」の見直しを検討
- 2023年度から5年間の防衛費は総額約43兆円。27年度の防衛費は8兆9千億円程度

20XX/9/3 プレゼンテーションのタイトル 13

13

2022安保三文書は中国を仮想敵としている

- 2022年12月16日「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」が、閣議決定された。そのポイントは、反撃能力(敵基地攻撃能力)の保有・長射程ミサイルの増強、防衛力強化に向けて2023年度から5年間の防衛費を約43兆円に増額がなされる。
- 新国家安全保障戦略は中国について、「対外的な姿勢や軍事動向等は、我が国と国際社会の深刻な懸念事項であり(中略)これまでにない最大の戦略的な挑戦である」とした。
- 敵基地攻撃能力の「敵基地」として中国の軍事基地を標的とすることが容認される。沖縄の南西諸島に米軍と自衛隊が機動展開し、中国を攻撃する新戦略が合法化されることになる。
- 「力による現状変更があれば、(日本は)同盟国、同志国とともに抑止する」ということの意味は、中国の台湾侵攻の準備段階で、沖縄に展開する米軍・自衛隊のどちらかが先制的に反撃することがある。中国が台湾に進攻した場合に、中国が、米軍、日本に対しては全く攻撃していない段階で、米軍に先んじて自衛隊が中国にミサイルを撃ち込み、日中両国が交戦状況になることもありうる。

20XX/9/3 プレゼンテーションのタイトル 14

14

週刊東洋経済 2025/11/8

軍事予算の拡大に歯止めが利かなくなっている

高市政権でどう変わる 防衛産業の熱波

10年で4兆円増加 防衛産業の伸び率

年	防衛産業の伸び率 (兆円)
2013	4.0
2014	14
2015	15
2016	16
2017	17
2018	18
2019	19
2020	20
2021	21
2022	22
2023	25

20XX/9/3 プレゼンテーションのタイトル 15

15

日本の核保有を公言した総理補佐官 尾上定正氏は、2025年12月に三菱重工などを訪問している

- 高市首相による台湾有事発言に続いて、2025年12月に安全保障を担当する日本政府高官が「日本は核保有すべきだ」と発言した。
- 尾上定正内閣総理大臣補佐官(国家安全保障に関する重要政策及び核軍縮・不拡散問題担当)の発言だとされている。同氏は 官邸のホームページによれば、平成23年8月統合幕僚監部防衛計画部長/平成25年8月航空自衛隊幹部学校校長兼目黒基地司令(空将昇任)/平成26年8月航空自衛隊北部航空方面隊司令官/平成28年7月航空自衛隊補給本部長/平成29年8月退官/令和元年7月ハーバード大学アジアセンター上席フェロー/令和5年12月防衛大臣政策参与を経て内閣総理大臣補佐官に任命された。
- 自衛隊制服組最高幹部から官邸入りした人物である。高市氏は自身の2022年4月12日付コラムで「古くからの飲み友達であり、同じ奈良県出身者でもある」と紹介している。
- 尾上氏は、12月に三菱電機、三菱重工、川崎重工を相次いで訪問している。同補佐官は自民党内や公明党内からも更迭論が出る中で、1月17日現在で更迭されていない。
- いったい尾上氏は三菱重工などに何のために行き、何を話したのだろうか。

20XX/9/3 プレゼンテーションのタイトル 16

16



17

2 戦争は政府のウソから始まる

20XX/9/3 プレゼンテーションのタイトル 18

18

ペンタゴン・ペーパーズ事件

- アメリカ国防総省がベトナム戦争の実情についてまとめられた極秘レポート。
- ベトナム戦争に勝利することは困難であり、戦争を続ければ公式に認められていた数以上の犠牲者が生ずることは避けがたいという重大な事実が報告。
- この報告書の公開とウォーターゲート事件によってベトナム戦争は終結したと言われる。

20XX/9/3 プレゼンテーションのタイトル 19

19

ニクソン対ニューヨークタイムス・ワシントンポスト

- 1971年、ダニエル・エルズバーグらがコピーを作成してニューヨーク・タイムズのニール・シーハン記者などにこれを手渡した
- ニューヨーク・タイムズは特別チームを作り、1971年6月13日から連載で記事を掲載した。
- ニクソン大統領は司法省に記事差し止めを命じ、連邦地方裁判所にニューヨーク・タイムズを提訴した。1971年6月30日アメリカの連邦最高裁は「政府は証明責任を果たしていない」という理由で政府の差止請求は却下された。

20XX/9/3 プレゼンテーションのタイトル 20

20

戦争は政府のウソからはじまる

- ペンタゴンペーパーによると、アメリカ軍がベトナムに本格的に介入するきっかけになった1964年8月の、北ベトナム海軍によるトンキン湾の魚雷攻撃事件の4日の2回目はまさしくこのペンタゴン・ペーパーズの中に「アメリカ側で仕組んで捏造した事件だった」と暴露されている。ペンタゴンの機密文書で「マドックス」は南ベトナム哨戒艇の攻撃に随伴していたこと、北爆決議文と攻撃目標リストが2か月前にホワイトハウスで作成されていたことが明らかにされている。
- アメリカがイラクを攻める時にも、パウエル国防長官は国連の場で、「イラクのフセイン政権は大量破壊兵器をつくっている」と説明した。しかし、イラクからは大量破壊兵器は発見されなかった。イラク戦争も米政府のウソから始まった。

20XX/9/3 プレゼンテーションのタイトル



米駆逐艦マドックス

米連邦最高裁 フーゴ・L・ブラック判事意見

「自由で拘束されない新聞のみが、政府の欺瞞を効果的にあばくことができる。そして自由な新聞の負う責任のうち至高の義務は、政府が国民を欺き、国民を遠い国々に送り込んで異境の悪疫、異国の銃弾に倒れるのを防ぐことである。」

(1971年6月ニューヨークタイムス事件最高裁判決における同判事意見より)

フーゴ・L・ブラック最高裁判事

20XX/9/3 プレゼンテーションのタイトル

満州事変は関東軍の謀略によって始まった 柳条湖事件（1931年9月）を中国軍の仕業として報ずる朝日新聞

東京朝日新聞 1931年9月10日朝刊

奉天満鉄線を爆破
日支兩軍戦端を開く
我鐵道守備隊應戦す

奉天城へ砲撃を開始
駐在二十九聯隊出動

奉天附近に約三大隊の部隊を投入す

省政府の敵意を露す

奉天付近に約三大隊の部隊を投入す

第二調査中村大出

奉天付近に約三大隊の部隊を投入す

奉天付近に約三大隊の部隊を投入す

謀略は報道されなかった

日支兩軍が交戦中
昨夜米奉天において
暴虐な支那官兵
満鉄線路を爆破
関東軍は迷に心戦命令
十九日奉天支社電話(午前五時締切)

謀略は報道されなかった

1937年2月5日発行アサヒグラフ臨時増刊号

満鉄線路の爆破は満州軍事占領のための 関東軍の謀略だった

- 1931年9月18日、柳条湖（りゅうじょうこ）付近で、日本の所有する南満州鉄道の線路が爆破された。関東軍はこれを中国軍による犯行と発表することで、満州における軍事行動と占領の口実とした。
- しかし、この事件は、関東軍高級参謀板垣征四郎大佐と関東軍作戦主任参謀石原莞爾中佐らが仕組んだ謀略事件であった。
- 関東軍より、この爆破事件は中国軍の犯行によるものであると発表された。このため、日本では、太平洋戦争終結に至るまで、爆破は張学良ら東北軍の犯行と信じられていた。
- 爆破を直接実行したのは、奉天虎石台（こせきだい）駐留の独立守備隊第二大隊第三中隊（大隊長は島本正一中佐、中隊長は川島正大尉）付の河本末守中尉ら数名の日本軍人グループである。関東軍は自ら守備する線路を爆破し、中国軍による爆破被害を受けたと発表するといふ、自作自演の計画的侵略行動であった。

25

疑問を提起したメディアは不買運動で黙らされた。

- 多くのメディアは中国側の非道を強く訴えた。とりわけ東京日日新聞（現毎日新聞）は中国に対する敬意をあり立てた。
- 半藤一利氏によれば、大阪朝日新聞は、高原操編集局長の下で、柳条湖事件について「この戦争はおかしいのではないが、謀略的な匂い、侵略的な匂いがする」と報道していた。結果として正しい報道をしていたのである。そのとき、在郷軍人会などが組織した激しい不買運動を受け、部数を減らす。奈良県下では一紙も売れなくなる。そして、10月12日の役員会議で高原編集局長は次のように述べたことが憲兵調書に記録されている。朝日新聞内部の密告者が届けたのであろう。そこにはこうある。
- 「今後の方針として、軍備の縮小を強調するのは従来のごとくなるも、国家重大の時に際し、日本国民として軍部を支持し、国論の統一を図るは当然のことにして、現在の軍部及び軍事行動に絶対批判を下さず、極力これを支持すべきこと」*
- 大阪朝日の抵抗は一ヶ月もたなかった。
- 半藤一利・保坂正康『そして、メディアは日本を戦争に導いた』2014 東洋経済新報社 51-52ページ

26

大手マスコミは真実を知りながら報道しなかった

- もうひとつ、衝撃的な事実がNHKの取材によって明らかになった。柳条湖が関東軍の謀略であることは、全国紙の記者には政府からひそかに耳打ちがされていたというのである。このことは、2011年にNHKスペシャル中で放映されている。
- 東京朝日新聞も事変当初には慎重な報道を行っていたが、緒方竹虎編集局長は陸軍参謀本部作戦課長であった今村均と接触し、料理屋で食事をしながら、事変が関東軍による謀略であることを打ち明けられながら、現地の在留邦人の悲惨な状況を見れば、謀略を企てたこともやむを得ないという説得に「あーそうですか、初めてよくわかった」と応じ、それ以降論調を転換させたという。（今村均の証言）
- また、「のちに報道部長になる谷萩（那華雄）大尉というのがおりまして、記者クラブでわれわれに話してくれたんですよ。実は、あれは関東軍がやったんだよ。」ということをこっそり耳打ちしてくれました。」（石橋恒喜 東京日々新聞記者の証言 NHKスペシャル取材班編著『日本人はなぜ戦争へ向かったか』メディアと民衆・指導者編 2015 新潮社 27-30頁）

27

秘密を共有 する陸軍省 新聞班と記者 クラブの 共犯関係

（海渡雄一『戦争
する国のつくり方』
2017 彩流社刊
113頁）



陸軍省新聞班と記者クラブ。後ろから2列目、向かって右から4人目が石橋恒喜氏
（提供：石橋栄子氏）

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

28

28

3 スパイ防止法 は現代の治安維持法となるか？



20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

29

29

治安維持法とは？

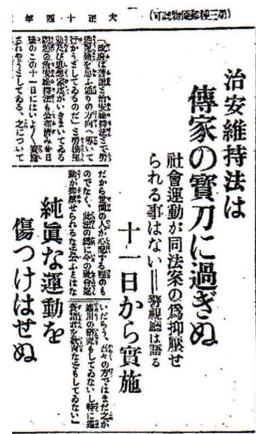
- 1925年に制定された、団体規制の刑事法。
- 国体変革・私有財産制度の否認を目的とした結社の結成と加入を刑事罰に処すことが基本。
- 国体変革とは、「天皇制の廃止」を意味すると説明された。
- 私有財産制度の否認は、「共産主義」「無政府主義」を意味すると説明された。

30

30

絶対に濫用しないと 説明していた政府

- 国体変革と私有財産の否認に二つに目的が限定されている。
- 朝憲紊乱、安寧秩序などのあいまいな概念は使っていない。
- 団体の行為に限定している。
- 純真な運動は傷つけない。



31

31

とどまらない治安維持法の拡大

- ○1928年緊急勅令
- 目的遂行罪と死刑の導入
- ○1934年、35年における改正企図とその挫折
- 共産党外郭組織の直接取り締まり
- 右翼団体の規制
- ○1941年改正による悪法の完成
- 刑期の引き上げ、死刑対象の拡大
- 支援・準備結社の処罰
- 判事の行うべき召喚拘引等を検事の権限とし、二審制とする。
- 私選弁護人の禁止
- 非転向者に対する予防拘禁制度の導入、非転向のものは二年ごとに更新され、永遠に拘禁できる制度に。

32

32

画期となった1928年3. 15事件

- この事件と報道によって、前述した治安維持法の緊急勅令による改悪を可能とした。
- 特高警察の組織拡大と機能の拡大をもたらした。
- この事件を契機として思想検事の制度が発足した。
- 文部省と高専大学当局による学生思想対策が強化された。
- 憲兵と陸海軍の思想統制の強化がなされた。



33

33

共産党から周辺組織へ 最初に狙われたのは労働組合の全協

- 1929年4月16日 4. 16事件
- 1932年 赤化判事事件
- 1933年 長野教員赤化事件
- この年の検挙者数は最高に。
- 共産党の組織活動は1935年で終焉した。



34

1933小林多喜二・特高の拷問により虐殺さる 戦前でも拷問は禁止されていた

- 小林多喜二は1933年2月に治安維持法によって再検挙され、築地署において、特高に殺害された。
- 特高による殺害は、同著に対する報復であったと考えられている。そのような意味で、『一九二八年三月十五日』は、小林の命によって購われた、治安維持法の初の大規模適用の記念碑であるといえよう。
- 自民党改憲草案は拷問禁止を定める36条から「絶対に」を削除している。一応禁止するけれど、戦時には拷問したいという気持ちの表れか。



35

35

立憲主義を崩壊させた天皇機関説事件（1935）

- ▶ 治安維持法の適用は、「国体概念」の肥大化を招いた。
- ▶ 極右憲法学者藁田胸喜は、赤化判事事件を取り上げ、帝国大学の司法官養成教育が赤化教授によって担われていることが原因と指摘。憲法美濃部達吉、刑法滝川幸辰・牧野英一、民法末広巖太郎の四人を元凶と特定し、批判した。
- ▶ 1935年2月18日、貴族院本会議の演説において、菊池武夫議員（陸軍中将・在郷軍人議員）が、美濃部達吉議員（東京帝大名誉教授）の天皇機関説を国体に背く学説であるとし「緩慢なる謀叛であり、明らかなる叛逆になる」とし、美濃部を「学匪」「謀叛人」と非難した。
- ▶ 美濃部達吉は貴族院で弁明した。
- ▶ 美濃部達吉は不敬罪で唐沢俊樹警保局長によって刑事告発され、9月に不起訴となるも貴族院議員辞任へ追い込まれる。
- ▶ 岡田啓介首相は8, 10月に、二度にわたり、国体明徴声明を発するところまで追い込まれる。
- ▶ この事件は、翌年の2. 26事件の伏線となった。



36

36

共産党関係以外に拡大適用 驚くべき1935年大本教事件



- 1935年12月8日、京都府の綾部と亀岡にあった大本教の施設を、約500人の警官隊が襲った。罪名は不敬罪と治安維持法違反。
- 捜索は6日間におよび、検束や出頭を命令された信徒は約3000人、987人が検挙され、318人が検事局送致、61人が起訴された。神殿はダイナマイトで爆破され、図書館の図書は燃やされた。特高による激しい拷問で起訴された61人のうち16人が死亡した。
- この物理的な破壊のすさまじさが、大本教が邪宗であり、天皇制を幸しない邪教は撲滅するのだという、政府の意思を国民に印象づけたのである。
- 1942年7月31日、高野綱雄裁判長は「大本は宇宙観・神観・人生観等理路整然たる教義を持つ宗教である」として、治安維持法関係全員無罪の判決を言い渡した。しかし、この判決はほとんど報道されなかった。

37

37

治安維持法拡大適用の画期をなした 第2次大本教事件

- 大本教に対する治安維持法の適用は、大本教が政治的な志向を強めていると考えた内務省の**唐沢俊樹警保局長**、相川勝六保安課長が発案し、1934年10月に杭迫軍二を京都の特高課長に任命し、内偵と教義の調査を命じたところから始まる。
- 杭迫軍二は大本教の組織の内偵を始め、出口王仁三郎による教義書を読破し、大本の教義が天皇制と相容れないと考え、その取り締まりを上司に進言する。
- 杭迫らは、大本教は抵抗のために武装していると考え、完全武装で検挙に臨み、当局は裁判前に教団施設を完全に破壊した。
- この明治憲法下においても、法の解釈の範囲を超え、無罪を言い渡された事件の捜査を指揮した内務省の**唐沢俊樹警保局長**は戦後公職追放されるが、岸内閣で法務大臣を務めた。

38

38

1937年人民戦線事件

- 1937年12月15日、コミンテルンの反ファシズム統一戦線の呼びかけに呼応して日本で人民戦線の結成を企てたとして労農派系の大学教授・学者グループが一斉検挙された。第一次検挙では、代議士の加藤勘十・黒田寿男をはじめとして山川均・荒畑寒村・鈴木茂三郎・岡田宗司・向坂逸郎・大森義太郎など446人が検挙された。
- 1938年2月1日の第二次検挙では、大内兵衛・有沢広巳・脇村義太郎・宇野弘蔵・美濃部亮吉や佐々木更三・江田三郎など大学教授・運動家を中心に38人が検挙された。
- この事件は左派無産政党の日本無産党と右派の社会大衆党との反ファシズムのための協同を不可能にした。
- ほとんどの被告人について、1944年9月2日の二審判決で無罪が確定している。



39

39

人民戦線事件のターゲットには 合法左派組合全評が含まれていた。

- この人民戦線事件では、日本無産党の支持母体であった全評が狙われた。全評には東交等も参加していた。
- 加藤勘十は、満州事変後のナショナリズムの高まりの中で、労働者の統一を目指して1934年11月日本労働組合全国評議会を結成した。
- 会員は6600名を数え、反ファシズム統一戦線の結成を目指し、社会大衆党と労働総同盟に共闘を呼びかけていた。
- 1937年12月15日に起こった人民戦線事件により、全評は日本無産党と共に治安警察法に基づいて結社禁止処分をうけて解散させられた。
- 治安維持法は合法的政党・労働組合の反ファシズム共闘を破壊する手段にも使われた。

40

40

1942年横浜事件

- 1942年に総合雑誌『改造』（8-9月号）に掲載された細川嘉六の論文「世界史の動向と日本」がきっかけで、『改造』が発売禁止処分になり、同年9月に細川が新聞紙法違反の容疑で逮捕された。
- この論文は、検閲を経て出版されていたものであるにもかかわらず、それが突如としてコミンテルンと日本共産党の目的遂行罪として追及が始められた。
- 捜査中に、『改造』や『中央公論』の編集者などが細川の郷里である富山県泊町の旅館に宿泊した際の記念写真が発見され、この会合が、日本共産党再結成の謀議をおこなっていたものとして追及された。



旅館「較左」の中庭で西尾忠四郎さんが撮影。撮影者の西尾さんも逮捕された（提供＝木村まき）

海渡雄一「戦争する国のつくり方」より

41

41

画期的な木村亨・まき夫妻の再審闘争

- 木村亨さんは、この弾圧が冤罪であったことを証明するため、人生を賭けて再審を戦った。
- 成功した刑事告訴。拷問警官は実刑になるが、恩赦されてしまう。
- 再審開始はしたが、免訴に終わる。
- 亨さんの遺志を継いでまきさんが闘いを継続した。
- 刑事補償で無罪認定され、木村さんの名誉回復がはかられた。



42

治安維持法が権力闘争の道具とされた企画院事件（1939/40）

- 戦前期の内閣直属の物資動員・重要政策の企画立案機関である企画院の多数のメンバーが治安維持法違反で検挙された。
- 1939年から始まった「判任官グループ」事件
- 1940年以降の「高等官グループ」事件
- メンバーに左翼転向者が含まれていた。
- この事件に連座して、1940年岸信介商工次官は辞任することとなった（1941年には東条内閣で商工大臣に復帰）。
- 治安維持法は、最後には権力闘争の道具としても使われた。



43

43

創価学会牧口常三郎初代会長への弾圧

- 創価学会の初代会長の牧口常三郎氏は、教育者であったが、「1928年日蓮大聖人の仏法を知り、1930年11月18日に「創価 教育学会」（創価学会の前身）を創立。教育改革、仏法に基づく生活革新運動へと展開した。（創価学会HPより引用）。
- 当時、政府は、仏教宗派に対しても、各宗派の統合の方針が打ち出され、1941年3月1日、日蓮宗の本山で僧俗護法会議が開かれた。
- 牧口は、合同を迫る宗内の一派に対して、軍部政府の宗教政策に膝を屈することなく、日蓮大聖人の仏法の正法正義を貫くように主張した。
- 1943年6月27日宗門は、牧口と戸田城聖の二人を本山に呼び、創価教育学会に対して、神札を受けるように勧告した。
- 牧口は「神札は絶対に受けません」と勧告を拒否し、翌日、日蓮法主に「いまこそ国家諫暁の秋である」と直言した。宗教を誤れば、国を滅ぼすという日蓮の教えを為政者に直諫するように迫ったのである。



44

44

4 濫用しないと約束されていた軍機保護法は成立した途端に濫用されていった。



軍機保護法に鋭い批判を加えた裁判官・弁護士出身の名川侃市議員

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

45

45

次々に拡大していった戦前における秘密保護制度

- 「軍機保護法」以外にも、多くの秘密保護のための法制度があった。1907年に制定された刑法には、「外患に関する罪」として9条が定められていた。85条は間諜（スパイ）、軍事上の機密を敵国に漏洩した者は、死刑・無期もしくは5年以上の懲役とされた。
- 「要塞地帯法」（1899年）、軍港・要港に関する件（1890年）、「防備海面令」（1904年 日露戦争直前に緊急勅令で制定）、「軍用電信法」（1894年日清戦争時に緊急勅令で制定）などの軍事情報に関する秘密保護法制が戦争のたびごとに追加されていった。
- 公務員の守秘義務については、戦後の「国家公務員法」には漏洩処罰（懲役1年）の制度が定められているが、1887年に制定された官吏服務規律には守秘義務が課され、違反に対しては懲戒処分ができたが、刑事罰は規定されていなかった。したがって、明治期における秘密保護法制は軍事情報に限定されたものであった。
- 1936年に提案された「総動員秘密保護法」は廃案となったが、同様の内容は、1938年に制定された「国家総動員法」の中に規定された。「国家総動員法」は、ナチスの「授権法」にならって、戦争のためのあらゆる資源の動員を政令によって遂行できることとした法律である。20条には出版に関する規定が置かれ、内閣総理大臣は国策遂行に重大な支障の生ずる事項について記事の掲載を制限・禁止する権限が与えられた。44条には、総動員業務に関する官庁の機密の漏洩、窃用に関する処罰規定が置かれた。総動員業務に当たる者の場合は、2年以下の懲役又は罰金、公務員（退職者）の場合は、5年以下の懲役又は罰金と定められた。総動員業務に当たる民間人たとえば隣組の役員等にも処罰範囲が拡大されているところに特徴がある。45条には、公務員が総動員に関する職務の執行に関して知り得た法人又は人の業務上の秘密を漏洩、窃用する行為を罰することにだけでなく、同法によって設立された統制法人の役員や使用者にも同様の罰則を定めた。

46

46

戦争の準備、戦意の高揚のためには不都合な情報は隠ぺいできる情報管理体制が必要だった。

- 1937年に拡大改正がなされた軍機保護法、そして1941年に作られた国防保安法、1899年に作られ、この時期に猛威を振るようになって行った要塞地帯法などが、戦争の遂行過程を秘密とするための法制度として次々に作られ、強化された。
- 1937年の軍機保護法の改正時には、提案の当初、臣民の権利義務に重要な関係を有する事項は命令ではなく法律で定めるべきではないか（第70回帝国議会議族院軍機保護法改正法律案特別委員会における織田議員の指摘である。）、死刑を科するような重大な刑罰法規の構成要件を陸海軍の大臣の命令にゆだねるのは不思議である、スパイだけでなく善良な国民でも引っかかりうる、このような法案が厳格に適用されたら、「**うっかり話もできない、新聞や雑誌に書くこともできない**」などの正当な批判がなされていた（第70回帝国議会議族院第一読会における升田憲元議員の指摘である。同議員は在郷軍人であった。）。
- 衆議院の名川侃市議員は、一般国民は省令にあるかどうかなど、わからないはずで、「**軍機と行って何で知るのでありますか、そこを承りたい**」と核心を突く質問を行っていた（**縦横厚『監視社会の未来』**（小学館 2007年）80頁から孫引き）。しかし、衆議院での審議が始まってもなく、林銑十郎内閣が衆議院を解散し、法案はいつたん廃案となる。6月4日に第一次近衛文麿内閣が成立し、7月7日には盧溝橋事件が発生、日中全面戦争に発展していく情勢となっていった。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

47

47

反故にされた「軍事上の秘密なることを知りてこれを侵害する者のみに適用すべし」との付帯決議

- 1937年7月25日、新たな構成のもとに開会された第71回議院に、この法案は再提出され、7月30日には、貴族院本会議で法案は可決され、衆議院でも8月8日には成立した。
- 慎重な審議の姿勢を貫くことは、戦線拡大の中で不可能となっていった。しかし、このときにも、法案審議の過程で、政府案の問題点を厳しく指摘していた名川侃市議員の提案によって、「本法に於て保護する軍事上の秘密とは不法の手段に依るに非ざればこれを探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て、政府は本法の適用に当たりて**須く軍事上の秘密なることを知りてこれを侵害する者のみに適用すべし**」との付帯決議をつけた上で、全会一致で可決されている。議会のせめてもの抵抗だった。
- しかし、その後の歴史は、このような気休めの付帯決議がほとんど役に立たなかったことを示しています。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

48

48

大学の実習旅行などで見聞きしたことを外国教師に話したことがスパイ行為、軍機漏洩とされた。

- 北海道帝国大学工学部2年生だった宮澤さんは、北大予科で英語の教えを受け、交流のあった外国人講師ハロルド・レーン及びその妻ポーリン・レーン（いずれも米国人）との雑談の中で、樺太に大学の实習に行った際や私的に旅行した際に見聞きしたことなどを話したことが、「軍事上の秘密を探知収集し、かつ漏えいした」罪（法4条2項）を犯したとされ、1941年12月8日に検挙された。
- 宮澤さんは北海道網走刑務所で服役し、1945年10月10日に釈放されたが、拷問と寒さのために健康を害され、1947年2月に病死した。
- 「たしかに裁判はあったけど、全部お膳立てができていたんだ。見たこともない証人がでてきてほとんどの言葉を否定する。大東亜戦争に破壊工作をした罪で二〇年の刑(ママ 求刑と混同していると思われる)を言い渡されたんだ。」(マライーニ『随筆日本』)まさに宮澤さんは、戦争遂行のための秘密保護制度によってその若い命を奪われたといえる。



20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

49

49

国籍や立場の違いを超えた深い友情と人間的な信頼に結ばれ、学問の真理追求の精神を育んだ「心の会」がスパイ摘発の舞台とされた

- 軍機保護法が適用され、北海道大学の学生宮澤弘幸さんが太平洋戦争の開戦の日に関与された。当時北大では英語のレーン夫妻の他、ドイツ語のヘルマン・ヘッカー、フランス語の太黒マチルド、イタリア人のフォスコ・マライーニらの先生が教鞭をとっており、向学心にあふれた学生たちは次第に彼らのもとに集うようになった。
- その集まりは「心の会（ソシエテ・デュ・クール）」と名付けられ、国籍や立場の違いを超えて深い友情と人間的な信頼に結ばれ、学問の真理追求の精神を育んでいった。
- 日米開戦が近づく中、外国人に対する特高の監視も厳しくなり外国人教師と学生の交流の場「心の会」までが狙われたのだ。



20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

50

50

家族・知人間の雑談レベルで検挙実刑へ

- ①岡山県玉野市の自宅で、実父や友人に海軍管理の造船所での製作実験中の軍艦の構造について話したことで懲役三年の刑に処せられている（岡山地裁1942年2月13日）。
- ②東京市で4歳時から養育された養父に対して、自己が重要な職務に従事していることを示すため、出征兵士の功績調査に関する簿冊や歩兵連隊早見表などの軍機書類を見せたことが「軍機保護法」3条1項違反に問われ、懲役3年の刑を受けている（東京地裁1943年3/4月）。
- ③愛知県で、三菱重工の職工が自宅で兄に対して製作中の爆撃機の発動機が双発で800馬力であることなどを話したことが、「軍機保護法」5条違反として、懲役一年執行猶予二年の刑に処せられた。
- ④生命保険の外交員が、偶然知った動員計画の対象である6名の者に動員計画の対象とされている事実を漏らして、生命保険の勧誘を行ったことが「軍機保護法」違反に問われ、予審に（判決内容不明）。
- ⑤海軍管理工場において見習い工として働いていた者が、「呉海軍工廠で戦艦「大和」を作っていること、発表は4万トンだが、実際は7万トンだ、特殊潜行艇は、5、6人乗りで、4隻積める。」などと述べたことが、「軍機保護法」違反に問われ、懲役一年六月、執行猶予3年の刑に処されている。
- ⑥ミッドウェーの海戦で、かろうじて生還した息子の話を近親者に話したことが軍事上の秘密を漏洩したとして、検挙された。話の内容は、「多くの戦艦が旧式で奇襲に適さなかった、新鋭艦「飛龍」のみが、先進艦隊と行動を共にしていた。被弾し、一時間で沈没、艦長は割腹自殺を遂げた。乗組員1500名中、生還したのはわずか5名である。飛行機の損害は100機をくだらない」などと言うものであった（判決内容は不明）。

51

5 高市自民党・維新の会連立政権の政権合意にはスパイ防止法の制定が盛り込まれている



20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

52

52

自民・維新連立合意におけるスパイ防止・インテリジェンス政策

- わが国のインテリジェンス機能が脆弱（ぜいじゃく）であり、インテリジェンスに関する国家機能の強化が急務であるという認識を共有し、総合的なインテリジェンス改革について協議し、合意した施策について実行する。
- 26年通常国会において、内閣情報調査室および内閣情報官を格上げし、「国家情報局」および「国家情報局長」を創設する。安全保障領域における政策部門および情報部門を同列とするため、「国家情報局」および「国家情報局長」は、「国家安全保障局」および「国家安全保障局長」と同格とする。
- 現在の「内閣情報会議」（閣議決定事項）を発展的に解消し、26年通常国会において、「国家情報会議」を設置する法律を制定する。
- 27年度末までに独立した対外情報庁（仮称）を創設する。
- 情報要員を組織的に養成するため、27年度末までに、インテリジェンス・コミュニティー横断的（省庁横断的）な情報要員（インテリジェンス・オフィサー）養成機関を創設する。
- インテリジェンス・スパイ防止関連法制（基本法、外国代理人登録法およびロビー活動公開法など）について25年に検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させる。

「スパイ防止法、夏にも議論本格化へ 政府が有識者会議の設置で調整」との朝日新聞報道はミスリード 今国会に、国家情報局法案は提案。(2月17日朝日新聞報道)

- 高市早苗首相が制定に意欲を示す「スパイ防止法」について、政府は今夏にも有識者会議を設置する方向で調整に入った。**18日召集の特別国会で、インテリジェンス（情報収集・分析）政策の司令塔となる「国家情報局」創設に必要な法律を成立させた後に、スパイ防止法案の具体的な議論を始める見通しだ。**複数の政府関係者が明らかにした。
- **有識者会議の議論や与党の提言をふまえ、政府提出法案として特別国会の次の国会以降に出すことをめざす。**
- 一方、法案の内容次第では国民のプライバシー侵害や、表現、報道の自由への制約につながりかねないと懸念されている。

秋の臨時国会に外国代理に登録法、来年の通常国会には対外情報庁設置法(朝日新聞報道続き)

- 複数の政府関係者によると、政権内では、**外国政府や海外企業のために日本国内で政治的な活動をする人に登録を義務づける「外国代理人登録法」などの整備を想定。**
- **日本人も対象として活動内容や資金源の報告を義務付け、違反した場合の刑罰を定める案がある。**
- **また、米中央情報局（CIA）などを念頭に諜報（ちようほう）活動をする「対外情報庁」の創設についても、有識者会議の議題にする案が浮上しているという。**
- 衆院選で圧勝した首相は「国論を二分するような大胆な政策」を進めるとし、その一つにスパイ防止法の制定を含む国のインテリジェンス機能の強化を挙げる。

6 国民民主党と参政党は、2025臨時国会にどのようなスパイ防止法案を提案したか？

「スパイ防止法」を巡る各党の検討状況と法案の概要



国民民主党はスパイ防止基本法案を臨時国会に提案した

- 国民民主党の参院選公約には、G7諸国と同等レベルの「スパイ防止法」を制定することが明記されている
- すなわち、国民民主党の参院選公約には、「スパイ防止法」の制定という項目が建てられ、「G7諸国と同等レベルの「スパイ防止法」を制定します。今の日本には、スパイ行為を包括的に処罰できる法律が整っていません。また、近年ではサイバー空間を含む新たな諜報活動が国際的に活発化しており、従来の法制度では対応困難な状況です。こうした現状を踏まえ、国家機密保護や安全保障体制の強化という観点から、**サイバー空間を含めたスパイ行為全般を処罰対象とする、実効性の高い包括的な法整備を進めます。」**としている。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

57

57

国民民主党のスパイ防止3法案(9/26朝日新聞)

- スパイ防止法について検討している国民民主党のワーキングチーム（WT）の中間報告書案が25日、判明した。**外国勢力の日本国内での活動の登録・公開や、インテリジェンス（情報収集・分析）に特化した独立機関の創設などを盛り込んだ。**党内で法案を取りまとめた後、与野党に協議を呼びかけ、秋の臨時国会への法案提出を目指す。
- WTは9月中旬から有識者や関係省庁に30時間以上のヒアリングを行い、中間報告書案を作成。スパイ防止法整備の目的について「**敵対勢力の不透明な活動から民主主義を防衛し、我が国の自由な意思決定を堅持する**」とした。**複数の法案をパッケージとして法整備をめざす**とした。
- 報告書案では法整備に伴い、国民の表現や政治活動の自由が萎縮するおそれ、インテリジェンス機関の活動が政治的圧力でゆがめられる可能性があることなど課題を列挙。「より広く深い国民的理解が不可欠だ」と強調した。
- 玉木雄一郎代表は24日の記者会見で、**臨時国会への法案提出をめざす方針を示し、「与野党の幅広い合意を得られる対策を講じていきたい」と述べた。**

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

58

58

耳当たりの良い「民主主義を守るため」という言葉で、スパイ防止法案の露払いを務めようとする国民民主党のスパイ防止基本法案

- 日本の情報機関の活動はインテリジェンスと呼び、これを積極的に養成支援する。
- 外国の活動の可視化を図るとして、外国代理人規制制度への傾斜を示している。
- **民主的統制、政治的中立、透明性の確保**など、耳当たりのよい言葉で、政府のスパイ防止法制定を側面から支援しようとしている。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

59

59

国民民主党の中間報告書案に盛り込まれていた法整備の概要(*法案名はいずれも仮称・未提案)

- **【外国勢力活動透明化法案】**
- 外国勢力の国内活動の登録・一部公開
- 登録について審査・監督する機関を設け、制度運用状況を国会に報告
- 「外国勢力活動透明化法案」では、外国勢力の日本国内でのロビー活動の内容や資金源、保有資産を登録し、一部を公開するとした。登録について審査・監督する独立機関を設け、制度の運用状況を定期的に点検・評価し、国会に報告する。
- **【国家戦略立案能力強化・コミュニティ改革法案】**
- 政府にインテリジェンス戦略の策定・公表を義務付ける
- 独立したインテリジェンス機関の創設
- 「国家戦略立案能力強化・コミュニティ改革法案」では、政府にインテリジェンス戦略の策定と公表を義務付ける。また、警察庁などから独立したインテリジェンス機関を創設し、政治的中立性を担保する規定の必要性を指摘した。すでに政府内にある国際テロ情報収集ユニットや公安調査庁を改編する形での創設も検討するとした。
- **【インテリジェンス関係者安全保護法案】**
- 関係者の安全を確保するため、仮装身分による活動を保障

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

60

60

20XX/9/3 プレゼンテーションのタイトル 61

61

参政党は中心政策にスパイ防止法を取り上げ、すでに二つの法案を提案している。

- 参政党も、日本版「スパイ防止法」等の制定で、経済安全保障などの観点から外国勢による日本に対する侵略的な行為や機微情報の盗取などを機動的に防止・制庄する仕組みを構築する旨を記載している。
- 繰り返される情報戦（事実に基づかない日本批判）、歴史戦（誤った歴史情報）に対して、オールジャパンで先手をとって正しい情報を発信する（カウンター・プロパガンダ）。
- 国民が偽情報やプロパガンダを識別できるよう、教育機関や公共キャンペーンを通じて情報リテラシー教育を推進。
- 参政党の神谷宗幣代表は、本年7月14日、松山市であった参院選の街頭演説で、公務員を対象に「極端な思想の人たちは辞めてもらわないといけない。これを洗い出すのがスパイ防止法です」と述べた。神谷氏は「極左の考え方をを持った人たちが浸透工作で社会の中核にがっすり入っていると思う」とも述べたという。

20XX/9/3 プレゼンテーションのタイトル 62

62

参政党のスパイ防止関連2法案

スパイ防止関連2法案の全体像

1. 防諜に関する施策の推進に関する法律案 — 防諜に関する施策を総合的に推進し、我が国及び国民の安全を確保 —		
<p>諜報等 = ① 公になっていない情報のうちその漏えい我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の不当な活動であって、我が国及び国民の安全を著しく損し、又は害するおそれのあるもの</p> <p>防諜 = 諜報等（①・②）であって外国により行われるものによる悪影響を防止すること。</p>	<p>諜報等 = ② 虚偽の情報の発信その他の不当な方法により我が国における公職の選挙、国民投票その他の設置又は国選（は地方公共団体の政策決定に不当な影響を及ぼす活動であって、直接又は間接に、我が国及び国民の安全を著しく、又は害するおそれのあるもの</p>	
<p>基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> 防諜に関する施策は、国際情勢の変化、情報通信技術等の活用の進展に的確に対応することを行われなければならない。 防諜に関する施策の策定・実施に当たっては、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。 何人も、諜報等を行い、又はこれを開けはならない。 	<p>国の責務等</p> <ul style="list-style-type: none"> 国・地方公共団体の責務 自らの事務・事業に親・防諜のための措置を実施 国・防諜に関する施策を総合的に策定・実施 関係行政機関の連携・協力 地方公共団体：国の施策への協力 事業者の責務 地方公共団体：国の施策への協力 専門的な連携の強化 防諜基本方針の策定（閣議決定） 防諜の推進、施策の基本的方針、秘通事項等 防諜に必要となる行政組織の設置の検討・必要な措置を政府に義務付け 国会に対する年次報告 	<p>基本的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民の理解と関心の増進 防諜に関する教育・啓発の推進 研究開発の推進 情報通信技術等の研究開発 外国による公職の選挙等に不当な影響を及ぼす行為等に関する諜報の整備 諜報等に対する罰則（実行の着手前の処罰を含む）の整備 防諜に関する情報収集・関係機関への提供の事務等を所掌事務に追加 ⇒ できる限り短期に設置することとし、検討・法制上の措置を政府に義務付け 内閣情報調査局の設置 内閣情報調査室を内閣情報調査局に格上げ（国家安全保障局と同格を想定） 防諜に関する情報収集・関係機関への提供の事務等を所掌事務に追加 ⇒ できる限り短期に設置することとし、検討・法制上の措置を政府に義務付け 防諜に関する施策の策定及び実施の適正の確保 政府による施策を監督する機関の設置等 ⇒ 検討・その結果に基づき可能な限り短期の措置を政府に義務付け
2. 特定秘密保護法、重要経済安全保障推進法の一部改正法案 — 適性評価の在り方の見直し、「外国」への漏えいの加重処罰等、取巻野の創設等 —		
<p>適性評価の在り方の見直し</p> <p>調査事項として①・②を明記</p> <p>① 評価対象者の国籍（過去の国籍を含む）</p> <p>② 外国関係：外国関係その他の外国との関連性</p> <p>政府による検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立公正な立場の機関による評価の実施 政府と民間（総務を除く）に対する評価の実施 所屬のある成人・団体についての調査の実施 	<p>「外国」への漏えいの加重処罰等</p> <p>特定秘密・重要経済安全保障（特定秘密等）を</p> <p>① 評価対象者の国籍（過去の国籍を含む）</p> <p>② 外国（外国関係等又はその情報収集活動に協力する者）に対して罰則を加重</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 取巻野設置・業務知識者の漏えい加重処罰 ⇒ 不正取得者の漏えい不正取得者より重く罰則 ⇒ 上記以外の場合の漏えい加重罰則を創設 	<p>取巻野の創設</p> <p>外国の利益を図る等の目的で、財物の損壊、施設への侵入、不正アクセス等の情報の管理を著する行為により、特定秘密等を記載する文書等に毀損・滅失等の罰則を創設</p> <p>政府による検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定秘密等の漏えい等の被害に際しての被害回復の検討 公益通報に伴う漏えい行為の罰則上の責任の在り方の検討

20XX/9/3 プレゼンテーションのタイトル 63

63

参政党の防諜施策推進法案では国の政策に反することを公に述べることを、犯罪化する目的があるように見受けられる。

- 秘密の漏洩だけでなく、外国勢力の不当な干渉によって、選挙、政策決定に影響を及ぼすことを諜報と定義し、これを防ぐことを防諜・スパイ防止としている。
- これは、戦前の治安維持法における「国体変革」に似て、拡大解釈の危険に満ちている。
- 政府が戦争を進めるときに、戦争に反対する意見を公表することが直接、この法律によって取り締まりの対象とされる危険性がある。

20XX/9/3 プレゼンテーションのタイトル 64

64

参政党の特定秘密保護法・経済秘密保護法案の内容 その1 外国通報目的の情報漏洩に厳罰を科すと言明

- 2013年に制定された特定秘密保護法は、この自民党のスパイ防止法案の大半の部分をすでに実現している。両者の違いを見つけるとすれば、特定秘密保護法の罰則は最高刑期10年であるのに対して、参政党は「外国通報」の場合は、加重するとしている。旧自民党案は死刑と無期で著しく厳罰化されていた。
- この場合、「外国」の定義が問題となる。アメリカに漏洩することが許され、中国に漏洩することが、厳罰の対象となることを、国際協調主義をとる憲法の下で、どのような法理で正当化できるのかが問われる。この点を考察する際には、経済安保法における「外部」概念が、「仮想敵国」と同義語として使われたことを踏襲する可能性があると考え。
- そして、外交関係や国際情勢に関する論議にまで、秘密のベールがかぶせられれば、日中の緊張緩和のために、何をすればよいのかについてのパブリックな討論すら難しくなってしまうことが予測される。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

65

65

参政党の特定秘密保護法・経済秘密保護法案の内容 その2 セキュリティ・クリアランスを強化している

- また、神谷宗幣氏の最近の言動から、**公務員、民間企業社員に対するセキュリティ・クリアランスの審査の強化が予測されていたが、法案では、評価対象者の過去の国籍、外国渡航歴までを調べる**としている。
- **帰化したものを外国人だったものとして、差別する意図がうかがわれる。**
- 今後の運用においては、政治的な思想信条の調査などにまで踏み込んでくる可能性がある。
- **このような制度は憲法の保障する思想良心の自由を侵害するものとなるだろう。**

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

66

66

Shigeru Kitamura

北村 滋

情報と国家

野田安治の著政権の歴史を語り継ぐ。我が国の情報・安全保障政策を正面から語る！

9年半にわたる野田安治の著政権の歴史を語り継ぐ。我が国の情報・安全保障政策を正面から語る！

初著書

国家安全保障局長

前

内閣情報調査室の情報局への格上げを主張する北村滋氏の著作

8 戦後の軍事紛争の多くがCIAの謀略に起因している

内閣情報局も対外情報庁も、戦争のための機関・憲法九条によって戦争を放棄した国、日本にはいない

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

67

67

政府自民党・維新の会が提案し、国民民主党なども賛同する内閣情報局と対外情報庁は、国際紛争の解決の手段としての戦争を放棄してきた国の形を変えるものだ

- 国内向けの情報収集機関として内閣情報局が、関連する機関を統合して設立することが、スパイ防止対策の決め手として打ち出される可能性がある。
- スパイ防止法も、情報機関も、世界の主要国にはどこにもあるということが推進する側から声高に宣伝されている。
- 内閣情報局に統合される可能性のある情報機関としては、国家安全保障担当首相補佐官/内閣情報官・内閣情報調査室/国家安全保障会議・国家安全保障局/自衛隊 情報保全隊/警察庁 サイバー警察局・各県警の警備公安警察部門/内閣府土地規制法事務局/経済産業省貿易経済安全保障局がありうる。
- 対外情報庁は、公安警察の外事部門、自衛隊の別班などを統合・拡大することが想定される。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

68

68

内閣に「情報局」を設置する構想は、第二次世界大戦の敗戦を踏まえ、憲法9条によって国際紛争を解決する手段として「戦争」を放棄した憲法体制と相容れない。

- われわれが、内閣情報局に反対する根本的理由は憲法九条の理念と相いれないからである。「情報局」は、世界と敵と味方に分けて、敵の情報をスパイによって取得するという世界観に彩られている。内閣に「情報局」を設置する構想は、第二次世界大戦の敗戦を踏まえ、憲法9条によって国際紛争を解決する手段として「戦争」を放棄した日本国の憲法体制と相容れない。むしろ、既に存在する公安警察、公安調査庁、自衛隊情報保全隊その他の情報機関に対する監視監督のために、独立した監視機関を設立することが必要である。
- 確かに、欧米各国はどれも情報機関があり、独立国が情報機関を持つのは当然という意見もあるだろう。しかし、世界の軍事紛争を見ると、インテリジェンス機関の活動がむしろ紛争を拡大し、深刻化させた例は枚挙にいとまがない。
- 戦後の世界の軍事紛争の多くが、情報機関の謀略に端を発しているといえる。憲法九条によって戦争放棄を定めている日本国には、戦争遂行のための機関である情報機関は必要がないし、このような機関は創設するべきではない。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

69

69

今後の政府内の検討で提案がされると想定される内容「インテリジェンス関係者安全保護法案」

- 関係者の安全を確保するため、仮装身分による活動を保障
- 日本のスパイを「インテリジェンス」関係者として、公認する制度
- 情報機関の活動の秘密化がますます進み、民主的なチェックが困難になる
- 経済安保がらみ的大河原化工機事件のような冤罪事件において、捜査官の証人尋問などが、ますます困難となる可能性がある。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

70

70

チリ・アジェンデ政権の転覆はCIAの違法工作が発信源

- 1973年に選挙によって選ばれたチリのアジェンデ政権をピノチェト将軍による軍事クーデターによって転覆させた
- このクーデター工作の背後でCIAが大きな役割を果たしていたことは、公的に確認されている。
- 自殺前、アジェンデは最後の演説で、チリの未来への希望と、国民が意志を強く持ち、暗黒の時代を乗り越えることを願った。
- CIAは複数のアジェンデ排除計画に関与した。これには議会への贈賄、世論操作、ストライキへの資金提供などが含まれる。また、クーデターを促すための危機的状況の創出も試みられた。それに加え、ITT社やエル・メルクリオ紙を通じた資金提供や宣伝活動も行われたとされている。



20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

71

71

武器の密輸で稼いだ資金を反共産ゲリラコントラに提供した腐敗事件 イラン・コントラ事件

1985年8月に、イスラム教シーア派系組織ヒズボラによって米兵が拘束され人質とされた際に、アメリカ政府は、ヒズボラの後盾であるイランと非公式ルートで接触し、極秘裏に武器を輸出する事を約束した。

- 当時アメリカは、イラン革命後1979年に発生したイランアメリカ大使館人質事件によってイランとの国交を断絶していた。イランに対する武器輸出は公式に禁じられていた。
- ところが、アメリカ政府はロナルド・レーガン大統領直々の承認を受けて極秘裏にイランに対して武器を輸出したばかりか、国家安全保障担当補佐官のジョン・ポインデクスターと、国家安全保障会議軍事政次長でアメリカ海兵隊のオリバー・ノース中佐らが、イランに武器を売却したことで得た収益を、ニカラグアで反政府内戦（コントラ戦争）を行っていた反共ゲリラ「コントラ」に与えていた。
- イランへの武器輸出と、反共ゲリラへの資金の横流しは、議会の了解を全く得ないで進められた。



20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

72

72

ソビエトのアフガン侵攻の際のCIAサイクロン作戦がアルカイダを産み出した

- アフガニスタンにおける対ソ戦争時に、CIAは「サイクロン作戦」の名の下で、パキスタン軍統合情報局 (ISI)を通じてムジャーヒディーン勢力への資金援助を行った。
- ビン・ラーディンらの組織 (MAK)がアメリカから資金提供を受けたとする報告も存在する。1988年に、ソ連軍がアフガニスタンからの撤退した後、ビン・ラーディンらが、MAKから独立した新組織「アルカイダ」を結成した。
- アルカイダのアメリカに対する憎しみの背景には、対ソ戦でCIAが彼らを利用しながら、その後に切り捨てられたことへの恨みがあるといわれている。



20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

73

73

イラクが大量破壊兵器を保有しているというウソの出所はCIA

- 現在の中東における軍事紛争拡大の契機となった2003年のイラク侵攻は、イラクが大量破壊兵器を保有しているとのアメリカの情報機関 (CIAなど)による情報を根拠に、パウエル国務長官が国連で説明し、開戦の口実とされた。
- 2003年2月、米国のパウエル国務長官が国連安全保障理事会での演説で存在を印象づけようとした「大量破壊兵器」は、戦闘の終結後も、見つからなかった。
- 2023年3月22日付朝日新聞によると、サダム・フセイン大統領と、国際テロ組織アルカイダの関係について、ある日のリハーサルの際、パウエル氏は演説からイラクとアルカイダを結びつける部分を外したいと主張した。テロ関連、特にアルカイダの部分について明確な情報はなかったためである。
- ところが、「アルカイダとイラク秘密警察との間で、生物・化学兵器の使用に関する訓練を含む接触があった」という報告が入り、テロ関連のくだりはすべて演説に戻した。
- 後から判明したことが、この報告の情報源は、数週間後に発言を撤回していた。「拷問中の発言で、拷問をやめさせるために何でも言った」と。しかも米国防情報局 (DIA) はCIAに「信頼できない」と警告していた。



20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

74

74

第二次世界大戦の敗戦国であるドイツには、連邦憲法擁護庁、連邦軍事防諜庁、連邦情報庁(BND)の情報機関があり、謀略はしないと制限されているが、ドイツの連邦情報局はBBCやニューヨーク・タイムズ、ロイター通信などの電話などを盗聴していた。

- 2016年BND法が改正された。この改正について渡辺富久子氏は次のように評価している。
- 「2016年のBND法改正において評価されているのは、①在外国人の通信傍聴に連邦首相府の命令が必要となる等、連邦首相府による監督が強化され、②連邦通常裁判所に独立委員会が設置されるなど、BNDの活動に対する監視が強化された点である。同時に制定された「議会による連邦の情報機関の監視の強化に関する法律」においては、議会監視委員会法が改正され、連邦議会による情報機関の監視全般が強化された。議会監視委員会法の改正では、例えば、同委員会が毎年、公開の公聴会において連邦の各情報機関の長から報告を受けること、また、情報機関の職員が同委員会に対して内部不正を告発することができ、内部告発者は保護されることが定められた。
- 他方で、2016年のBND法の改正には批判もある。特に、通信の秘密を保障する基本権は在外国人にも適用されるべきではないか、という点である。BNDが収集するのは国外で行われた通信情報であるが、これはドイツ国内に設置された機器で受信され、記録される。少なくとも、収集したデータの評価及び利用は、ドイツ国内で行われる。連邦憲法裁判所の前長官ハンス・ユルゲン・パピア (Hans-Jürgen Papier) は、基本権の効力がドイツ国内にしか及ばないということが基本法に定められていない以上、ドイツ国外においても基本法が定める基本権が効力を有することを前提としなければならないのではないか、と指摘する。」
- また、この機関は、情報収集のみを任務とし、工作などは行わないことが法に規定されている。にもかかわらず、2017年2月24日、ドイツのシュピゲル誌は、連邦情報局がBBCやニューヨーク・タイムズ、ロイター通信などの電話などを盗聴していたことが報じられている。ある程度の透明性が確保されているドイツの制度の下でも、このような事象が起きていることは、このような機関を設置することには、極めて慎重な姿勢が必要であることを示している。
- 渡辺富久子「ドイツの連邦情報庁法」(『外国の立法』275号 2018年3月)

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

75

75

9 外国代理人登録法・外国勢力活動透明化法案とは?

- 外国政府、外国の団体が日本の政治に影響力を及ぼすことを排除するものと説明されている。
- その最たるものが統一協会の自民党に対する影響である。
- 米国政府のアメリカに対する甚大な影響も適用範囲から落ちている。
- しかし、制度の適用範囲は、海外の例を見ても、政治だけに限らず、経済、社会、文化に関わる国境を越えた協働にも適用される可能性がある。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

76

76

秋の臨時国会で提案がされると想定される 「外国代理人登録法案・外国勢力活動透明化法案」

- ・「外国勢力活動透明化法案」では、外国勢力の日本国内でのロビー活動の内容や資金源、保有資産を登録し、一部を公開するとした。登録について審査・監督する独立機関を設け、制度の運用状況を定期的に点検・評価し、国会に報告する。
- ・中国、ロシア、北朝鮮関連の外交官や民間団体などが徹底的にマークされ、排外主義があおられることになる。
- ・市民団体についても、海外の市民団体と連携していると、外国勢力とみなされて監視対象とされる可能性がある。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

77

77

アメリカの外国 代理人登録法 とは？

人気ヒップホップグループ「フーズ」のメンバーであるラス・ミシェル（Pras Michel）は、マレーシアのファンド汚職事件（1MDB）や、中国政府による米国居住の反体制派・郭文貴氏の強制送還手続について、未登録でロビー活動を行い、FARA違反や共謀罪で有罪判決を受けた。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

78

78

アメリカの「外国代理人登録法（Foreign Agents Registration Act: FARA）」は、外国の政府、政党、団体・企業（外国委託者）の代理として、米国内で政治活動や広報活動を行う個人・法人に対し、司法省（DOJ）への登録と活動開示を義務付ける法律である（1938年制定）。

- ・目的 外国勢力によるアメリカの政策や世論への影響力を透明化し、国民が情報源を知った上で判断できるようにすること。もともとはナチスの浸透を防衛するための法案であった。
- ・対象者: 外国政府、政党、外国企業、または個人から「命令、要請、または指示・支配」を受けて、米国内で以下のような活動を行う者（弁護士、ロビイスト、PR会社、コンサルタントなど）
 - ・政治活動（議会や政府への働きかけ）
 - ・広報活動（メディアを通じた情報発信）
 - ・代理人としての資金調達、収集、支出
- ・義務: 司法省への登録、活動内容、報酬、支出の定期的な報告
- ・違反時の罰則: 5年以下の禁錮刑、最大1万ドルの罰金（民事・刑事上のペナルティ）

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

79

79

アメリカ政府は外国代理人規制法を厳格に執行するようになってきている

- ・長らくあまり活用されない法律であった。
- ・2016年のロシアによる米大統領選介入疑惑などを背景に、近年司法省はFARAの執行を大幅に強化している。
- ・外国政府の関連団体や、政府の意向を組む外国企業（国有企業など）のために働く場合、米国企業であっても登録が必要となる事例が増加している。
- ・司法省は、登録漏れがあった場合、刑事罰を避けるために自主的な報告と是正を奨励している。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

80

80

FARAは、適用範囲が広くかつあいまいであり、表現の自由への侵害が危惧されている

1.適用範囲が広すぎる・曖昧:

「外国の代理人」の定義が広く、どのような活動が「政治的な働きかけ」や「広報」に該当するかの基準が明確でなく、学術研究や一般のビジネスコンサルティングが対象になるかどうかの境界線が曖昧である。

2.実務上の負担とコスト:

登録、定期的な報告には詳細な記録（いつ、誰に、何を、いくらで）が必要であり、非常に高い事務コストがかかる。

3.表現の自由（憲法問題）への懸念:

特定団体との関係を公表させることが、結果的に特定の意見を表明する人を萎縮させ、合衆国憲法修正第1条が保障する表現の自由を脅かす可能性がある。

4.ロビー活動規制法（LDA）との混同:

国内ロビイストに適用される「ロビー活動開示法（LDA）」との使い分けが難しく、どちらに登録すべきか、または両方か、という判断が複雑となっている。

5.執行の恣意性:

特定の国や関係性をターゲットにした政治的な判断で執行されているのではないか、という疑念がある。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

81

81

ラッパーのプラカズレル・「プラス」・ミシェルに14年の拘禁刑



- ヒップホップグループ「ザ・フージーズ」のメンバー、

プラカズレル・「プラス」・ミシェルは、大規模な外国影響工作計画への関与により、2025年11月に懲役14年の判決を受けた。2023年4月に共謀罪、中国のための未登録外国代理人活動、資金洗浄など10の罪で有罪判決を受けた。

- 外国代理人登録法（FARA）違反: 米政府への登録なしに、中国政府やジョー・ロウのために米政府高官（オバマ政権やトランプ政権）へのロビー活動を行った。/**不法な選挙寄付**: 外国人（ジョー・ロウ）からの資金を自身の名義でオバマ元大統領の再選キャンペーンに献金した。/**証人買収・虚偽証言**: 司法省の調査を妨害するために証人に働きかけ、法廷でも嘘の証言を行った。

- ミシェル側は「米国の利益のために行動したと確信している」と主張し、判決を「不均衡」として控訴する意向を示した。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

82

82

オーストリアの外国代理人制度



2023年 グルジアで外国代理人規制法に反対する市民

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

83

83

AU オーストラリア: FITS (Foreign Influence Transparency Scheme Act 2018)

✓ アメリカとの違い

FARAより対象を「政治・選挙への影響活動」に絞っており、スコープが相対的に明確。純粋なビジネス活動・学術交流は原則対象外。

オーストラリア法務省 FITS公式ページ

項目	内容
制定年	2018年（中国による政治干渉問題が背景）
登録先	連邦司法長官
対象となる「外国の依頼人」	外国政府・外国政府と関連する団体（株式15%超保有等）・外国の政治団体
対象となる活動	議会でのロビー活動、政治・選挙への影響を目的とした広報活動、支払活動など。政治・選挙への影響に特化
特徴的規定	前関係・連邦議員等の経験者の活動も登録対象
登録義務の発生から	14日以内に登録申請
登録情報の公開	登録者名・依頼人名・活動内容は公開
見直し議論	導入したターンブル元首相自身も「見直しが必要」と発言（2025年）

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

84

84

イギリス 2023年 国家安全保障法 におけるFIRS



イギリス議会の調査員が中国のスパイとして起訴され、起訴が取り消された。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

85

85

スパイ関連のすべての法制を統合した法律

- イギリスでは、2023年7月、2023年国家安全保障法1(以下「2023年法」)が制定された。
- 制定の背景として、外国からの敵対的な活動(スパイ活動、政治システムへの干渉、妨害行為、偽情報、サイバー作戦等の脅威が増大しているという認識が示されている
- 2023年法は、国家安全保障、国民の安全、イギリスの重要な利益を保護するため、このような脅威を抑止・発見・根絶する手段として、適切な犯罪類型の創設、関係機関の権限強化などを行うものである。
- なお、2023年法の制定に伴い、1911年、1920年及び1939年の公務秘密法が廃止されている。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

86

86

2023年法の概要

- 全6部102か条附則18編から成る。
- 第1部「**スパイ活動、妨害行為及び外国勢力 [foreign power] のために活動する者**」(第1条～第38条)、
- 第2部「**防止及び調査措置**」(第39条～第62条)、
- 第3部「**第1部及び第2部等の運用の評価**」(第63条、第64条)、
- 第4部「**外国の活動及び外国影響力登録制度**」(第65条～第83条)、
- 第5部「**テロリズム**」(第84条～第92条)、
- 第6部「**雑則及び一般規定**」(第93条～第102条)となっている。
- 雑則及び一般規定では、軽微かつ派生的な改正等のほか、2023年法の適用範囲及び施行期日を定めている。施行期日については、制定と同日(8か条)とされた一部の規定を除き、主務大臣の定める規則に委ねられている(第100条)。第4部の規定は、2025年7月1日から施行されたばかりである。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

87

87

第4部 外国影響力登録制度

- 外国影響力登録制度 (Foreign Influence Registration Scheme: **FIRS**) は、2020年7月に議会情報保安委員会の提出した報告書による勧告を踏まえたものである。
- 外国の影響力の透明性を高めるため、外国勢力の指示によりイギリス国内で政治的影響力を持つ活動、その他の学術研究活動、研究開発活動などを行うに当たっては登録が必要となる(第69条等)。
- 登録の必要な活動であるかどうかは200ページほどのガイドブックを熟読しなければ判明しない。→面倒なことに巻き込まれないためには、海外との協働をやめよう弊害が予想される。
- ところが、登録が必要な活動を登録していなかったことが犯罪となる。
- 登録に際して虚偽又は誤解を招く情報を提供することも、犯罪となる(第77条)。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

88

88

GB イギリス：FIRS (Foreign Influence Registration Scheme)

🟢 特徴

独立した監督・審査機制を法律に明記している。

項目	内容
根拠法	2023年国家安全保障法 (第4部、第65～83条) 国会図書館解説
制定背景	議会情報保安委員会によるロシア干渉報告書 (2020年) の勧告を踏まえ立法
対象	外国勢力の指示によりイギリス国内で政治的影響力を持つ活動と他の経済的社会的活動に分野を二つに分けて、対象としている。学術研究活動も対象とされる。
特徴	SNS (ソーシャルメディア) での情報発信も登録対象として明示 (他国に先行)
虚偽登録	虚偽・誤解を招く情報の提供も犯罪
あわせて	スパイ活動罪の強化 (14年以下拘禁)、妨害行為罪の新設 (終身刑) も同法で整備
監督機制	独立審査官による年次審査、審査報告書の議会提出義務あり

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

89

89

学生向け短期留学ビザプログラムについて英国政府に働きかけることは登録が義務

強化対象国ではないA国の教育省が英国の大学と関係を構築したいと考えています。

大学はA国内での宣伝や誘致により学生数を増やせますが、同時にA国からの学生向け短期留学ビザプログラムについて英国政府に働きかける必要もあります。

これは明らかに登録対象となる。

A国との取り決めが存在し、指示に基づくものであり、政治的影響力の行使を必要とするからだ。

高等教育 (言論の自由) 法に盛り込まれた要件の背景には、外国勢力が大学教育内容に影響を与える可能性への懸念が数多くあった。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

90

90

英国で人権を学ぶ留学生が、本国からコース変更を要求されたら、留学生は登録を義務付けられる

- 例6では、G国 (強化対象国) 出身の学生が英国大学で人権コースを履修中、G国政府による特定民族抑圧に関する教材を学んでいた。
- G国大使館が学生に接触し、コース変更を要求—従わなければ英国退去を強制すると脅迫した。
- ここでは学生が登録を義務付けられている。つまり外国勢力による強制的な手段で、コース変更を強いられているのだ。
- 全く不明なのは、当該学生がこれを良い考えだと納得する根拠や、自国政府を英国当局に通報した際にどのような保護が得られるかという点である。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

91

91

FIRSは、内部告発・調査報道に委縮をもたらし、国境を越えた市民の協力を困難にする。

- FIRSは、スパイ行為、情報漏洩のはるかに前の段階に、登録義務という新たな関門を設け、登録された業務の審査をする。
- 登録されていない、海外との協働行為を発見したときは、有無を言わず、登録義務違反で、刑事事件化し、身柄拘束、証拠の差し押さえが可能となる。
- 登録が必要な活動と登録不要な活動の境界を見極めることは、専門家であっても、かなり困難である。
- したがって、ジャーナリストや研究者・市民は、海外の組織との協働行為について、「面倒な行為に巻き込まれたくない」という思いで、これを断念する可能性がある。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

92

92

イギリス議会調査員2名が公務機密法に基づいて起訴された。 2人は「物品、メモ、文書、情報」を 外国に渡した罪に問われたが、起訴はその後取り下げられた。



- イギリスの議会調査員などを務めていた男性2人が9月22日、中国のためにスパイ行為をしたとして起訴された。「敵の役に立つ」かもしれない情報を提供したとされる。
- ロンドン警視庁によると、議会調査員クリストファー・キャッシュ被告（29）と、クリストファー・ペリー被告（32）が公務機密法に基づいて起訴された。2人は「物品、メモ、文書、情報」を外国に渡した罪に問われた。
- この嫌疑について、警察のテロ対策部門は「非常に深刻」だとコメントし、中国は「悪意ある中傷」だとしていた。
- その後起訴は取り下げられた。事件の経緯をめぐってイギリスにおいて論争が起きている。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

93

93

中国政府はイギリス政府に報復すると警告 (2025/10/5 ガーディアン紙報道)

- FIRSは、英国で外国勢力または団体のために行動する人は誰でも、その活動を政府に申告しなければ刑事制裁を受けることを義務付けている。拡張階層は、特定のリスクと見なされる国と団体を対象としており、追加の開示が必要です。その結果、イランやロシアに代わって申告されていない仕事をする者は、5年の懲役刑に処せられる。
- ガーディアン紙は、閣僚らが中国全体を標的にするのではなく、西側諸国への干渉で非難されている中国の政治システムの特定の部分を強化層に含めることを検討していると報じた。
- そのような組織には次のものが含まれる。中国の諜報機関である国家安全部。中国共産党(CCP);中国共産党の国際部門と呼ばれる統一戦線工作部。そして中国の軍隊である人民解放軍。
- 中国は、これらの措置に対して、経済的に報復すると警告し、米英関係の悪化に対する懸念も表明されていた。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

94

94

ロシアの外国代理人 規制法は反戦運 動つぶしの切り札

ロシア最高裁は2021年12月28日、旧ソ連時代の人権弾圧を検証してきたNGO「メモリアル・インターナショナル」に解散命令を出した。

同団体は、ロシア政府がスパイとして監視する「外国の代理人」に指定されていて、その活動を規制する法律に違反したと判断された。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

95

95

ロシア 外国代理人規制法 外国のファンドを受け入れた団体の活動を規制する

- 2022年7月14日、連邦法律第255号「外国の影響下にある者の活動の管理に関する法律」が、旧制度を補強して改正・成立した。
- 本法律での「外国の代理人」とは、「外国の援助源」から援助を受けた、あるいは何らかの形で外国の影響下において、「活動（деятельность）」を行う者のことで、ロシア又は外国の法人、法人格を有しない団体・外国組織、及び自然人（国籍を問わない）が指定され得る。
- 「外国の援助源」とは、外国や外国の政府機関、国際機関、外国法人、外国市民又はそれらからの援助を受けている（仲介している）ロシアの自然人・法人などを指す。上記いずれかからの影響を受けている者も「外国の援助源」とみなされる（第3条）。
- また、「外国の援助源」からの金銭的資産若しくは他の資産の提供又は組織的、科学的、技術的若しくはその他の形式での援助の供与は、外国の影響とみなされる（第2条）。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

96

96

外国の代理人は公職に就くことができない、教育活動にも従事できない。

- 「活動」とは、①政治的活動（ロシア連邦憲法体制の原則の保護、主権・領土の保護、法の支配の保障、国防、外交政策などの分野における活動。ただし、ロシアの国益などに反しない範囲内での、科学、文化、芸術、保健、社会支援等の分野における活動は該当しない。）、②ロシアの軍事活動・軍事技術活動の分野における明確な目的のある情報の収集、③情報・資料の一般への流布又は作成への参画を指す（第4条）。「外国の代理人」は「権限を有する機関」によってリストに加えられる（第5条）。
- リストには、「外国の代理人」の姓名又は名称、リストに記載された理由、記載が決定された日付等が記載される。「外国の代理人」として活動する意図を有する者は、リストへの登録申請書を、「権限を有する機関」に提出しなければならない（第7条）。
- 「外国の代理人」は、「活動」を実施する場合、自らが「外国の代理人」であることを明示する義務（資料、インターネットにおける表示義務など）を負うほか、会計を「権限を有する機関」に報告する義務などを負う（第9条）。また「外国の代理人」には、公職に就くことができない、ロシアからの財政支援を受けられない、教育活動に従事できない、国家機密にアクセスできないなどの制限が課される（第11条）。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

97

97

中国・香港の国家安全法



20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

98

98

中華人民共和国国家安全法と香港国家安全法

- 2015年7月9日、中国当局は中華人民共和国国家安全法に違反したとして、中国本土で活動家ら数百人を一斉に拘束した（7・9事件）。拘束された活動家の中には人権派弁護士も含まれている。
- 法律の施行以降、民主や自由を求める活動が弾圧され、出版やインターネットなど言論への規制も強化された。
- 2020年5月、全国人民代表大会（全人代）は、香港に「国家安全法」を整備することが決定された。「香港国家安全維持法」案は2020年6月に可決され、香港における表現の自由、政治活動の自由が、この法律によって大規模に制限されている。
- 茂木敏充外務大臣は、「国際社会や香港市民の強い懸念にもかかわらず、『国家安全』に関する法律が制定されたことに遺憾の意を表明する」とする談話を出している。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

99

99

10 戦争体制づくりに地域から抗していくために、公安警察による市民運動に対する情報収集活動そのものが違法であると判示した名古屋高裁2024年9月13日大垣署事件判決を学ぼう



20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

100

100

憲法上の人格権としてのプライバシーを深く分析した画期的な判決

- 憲法13条は、個人の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保障されるべきことを規定している。
- 個人の私生活上の自由を侵害するような個人情報を収集されない自由は、憲法13条により保障されている。
- 私人が発信した自己の情報を公権力が広く収集、分析しているとすると、私人が自ら情報発信すること自体を躊躇する可能性があるし、情報発信する内容についても、公権力がこれを収集していることを前提とした内容にしてしまう可能性がある。
- 公権力が、ある者の個人情報を収集しているということは、その者と接触する者の個人情報や、その者が所属する団体ないしグループ。等の情報も公権力によって収集されることになるから、そのような者との交友を避けたり、そのような者がグループ等に入ること嫌ったりすることが考えられるのであって、現実的な社会生活への影響を生じさせる。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

101

101

警察の情報収集活動がもたらす具体的な弊害を指摘

- そして、公権力が、本人の知らないまま、特定の個人に関する個人情報を、その要保護性の高低、推定的同意の有無、収集方法の強制処罰性文は任意手段性の知否、正確性の有無や程度等にかかわらず、多数収集してこれらを集積し、分析し、保有するなどすれば、**当該個人の実際の人間像(人物像)とは異なる人間像がその中で形成され、これが独り歩きして、誤った個人情報に基づく措置等を行ってしまう可能性がある。**また、保有する情報が不十分なも(重要な意味を持つ関連情報が欠落する場合などもあり得る。)である場合は、本来であれば考慮すべき情報を考慮せずに意思決定し、それに基づく措置等を行ってしまう危険性も生じ得るのである(部分的情報によって、当該個人に関する虚像が形成され、そのような予断に基づく意思決定がされる恐れがある。)
- しかも、このような個人情報の収集及び保有等を警察組織が行った場合には、その利用のされ方(本件ではこの点自体も明らかではないが。)によっては、正確性を欠く情報(誤った情報、不十分な情報、最新のものではない古い情報等)に基づき、監視の対象とされたり、犯罪捜査の対象として取り上げられたりして、**誤認逮捕等の身柄拘束が生じる可能性も否定できないのである。**
- さらには、公権力から誤った情報(部分的情報のみが提供されることも含む。)が当該個人に関係する第三者に提供されれば、当該第三者は、**誤った情報に基づく意思決定(部分的情報に基づいて虚像が形成され、これに基づいて意思決定されることも含む。)**をし、**当該個人に対して行動することになってしまうという弊害も生じ得るのである。**

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

102

102



**11 スパイ防止法
反対は戦争をしない・させない闘いの
最前線だ!**

**2026/2/28 郡山における市民主催の
スパイ防止法案反対の市民集会にて**

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

103

103

スパイ防止法に反対する運動を緊急に構築しよう！ 旗幟を鮮明にし、闘う体制を構築しよう

- すでにSNS上で、スパイ防止法案に反対する意見を公表しただけで、非国民・スパイのレッテルが張られるような状況となっている。私も、「スパイの断末魔だな」などというひどい書き込みにさらされている。
- 石破政権が崩壊し、安倍派の勢力を中心とする自民党と維新の会が連立する政権ができた。衆院選の過程で、リベラルの極であった立憲民主党が公明党と合体し、中道改革となり、選挙を闘ったが、憲法改正、原発再稼働、平和安全法制、辺野古基地建設など、基本政策での政策を突如として変更し、リベラルな市民からの信を失ったように見える。
- このような状況でスパイ防止法案が今後の少なくとも、3国会において討議の中心的なテーマとなることは必至である。
- この間の院内集会には多数の立憲民主党議員、共産党、れいわ新選組、社民党、沖縄の風などの議員が参加していた。共産党、れいわ新選組、社民党は反対の旗幟を鮮明にしてほしい。
- 中道改革と参院立憲民主党の心ある議員たちは、党の反対の姿勢確立のために努力してほしい。
- 全国で、超党派の市民の手で闘いを組織しよう。地域から、たくさんの市民が声を上げる中で、反対の世論を国会に示していこう。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

104

104

スパイ防止法が目指しているものは、戦争政策への疑問を公言できないように封じ込めることである。監視社会が萎縮を産み出す構造は、すでに始まっている。

- 戦争は軍備だけで遂行できるものではない。国民の支持が必要である。
- 戦前には、徴兵制度、スパイ防止を標榜するキャンペーン、隣組制度、憲兵・特高に対する密告などにより、戦争に対する疑問の声を上げることは不可能となっていた。
- いま、顔認証機能付きの街頭監視カメラ、スマホの位置認証、マイナンバーカード、通信傍受対象犯罪の拡大(参政党のスパイ防止法案にさらなる拡大が入っている)、能動的サイバー防御制度の下での、無差別のネット情報の収集が進められ、市民監視の体制が整備された。
- 私たちの身近にも、「スパイ防止法には疑問があるが、反対の声を上げると、政府にマークされるのではないかと不安だ」という声を聴く。監視によって、人を黙らせるこのような動きが始まっている。
- しかし、ここでひるんだら、戦争反対の声すら上げられなくなる。勇気をもって、街頭に出よう。そして、反対の声が存在していることを国会議員と多くの市民に示そう。

20XX/9/3 プレゼンテーションのタイトル 105

地域からスパイ防止法制定に反対する声をあげつづけよう！ 国会の前に反対の声を目に見える形で示そう。



4月2日12時から1時半 超党派国会議員と市民の勉強会 法案内容の説明と日弁連の意見書を説明します。
4月17日夕方7時から8時 国会議員会館前で国家情報局法案とスパイ防止法案に反対する行動を呼びかけます。
4月末には日弁連の院内集会も準備されています。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

106